

きやく 規約

だいいっしょう めいしょう 第一章 名称

だい じょう ほんかい かわにしりつ ただひがししょうがっこう しょう じむしょ ただひがししょうがっこうない お
第1条 本会は川西市立多田東小学校PTAと称し事務所を多田東小学校内に置く。

だいにしょう もくてき 第二章 目的

だい じょう ほんかい かにい がっこう いったい じどう しんしん けんぜん ほったつ かにい およ
第2条 本会は、家庭と学校が一体となり、児童の心身の健全なる発達をはかり、家庭及び
しゃかい じどう ふくし ぞうしん もくてき
社会に児童の福祉を増進することを目的とする。

だいさんしょう ほうしん 第三章 方針

だい じょう ほんかい つぎ ほうしん かつどう
第3条 本会は、次の方針にしたがって活動する。

- ほんかい しゅうきょうおよ せいじかつどう かんよ
(1) 本会は、宗教及び、政治活動に関与しない。
- ほんかい じしゅどくりつ ほが だんだい しはい かんしょう う
(2) 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配も干渉も受けない。
- ほんかい がっこう かんり うんえい かんしょう
(3) 本会は、学校の管理、運営に干渉しない。
- ほんかい こじん えいり もくてき じぎょう おこな
(4) 本会は、個人の営利を目的とする事業は行わない。
- ほんかい じどうふくし かつどう た しょだんだいおよ きかん きょうりょく
(5) 本会は、児童福祉のために活動する他の諸団体及び機関と協力する。

だいよんしょう かいいん 第四章 会員

だい じょう ほんかい にんい だんだい かいいん もの つぎ とお
第4条 本会は任意の団体であり会員になることができる者は次の通りである。

- ほんこう ざいせき じどう ほごしゅ
(1) 本校に在籍する児童の保護者。
- ほんこう きんむ きょうしよくいん
(2) 本校に勤務する教職員。
- にゅうたいかい ないき きた とお
(3) 入退会については、内規に定める通りとする。

だいごしょう かいけい 第五章 会計

だい じょう ほんかい けいひ かいひ およ じはつてき きふきん た しゅうにゅう しばん
第5条 本会の経費は、会費及び自発的な寄付金とその他の収入によって支弁する。

第6条 本会の会費は、児童1人あたり月額とし、教職員も同じとする。金額、徴収方法は別に定める内規に定める。

第7条 本会の会員はすべて、会費を納める義務を有する。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

第8条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第六章 役員

第9条 本会の役員・委員は次の通りである。

- (1) 顧問
- (2) 総務委員
- (イ) 会長
- (ロ) 副会長（1名は教職員）
- (ハ) 書記
- (二) 会計（1名は教職員）
- (3) 各委員
- (4) 会計監査

第10条 役員を選出

- (1) 顧問は、前総務及び学校長とする。
- (2) 総務委員、各委員は、全会員の内から選出する。
- (3) 会計監査は会員の内より選出し、総会で承認を受ける。
- (4) その他、選出方法及び必要人員数は内規に定める通りとする。

第11条 役員の資格とその任務

- (1) 顧問は運営委員会の諮問に応える。

- (2) 会長は、この会を代表し、会務をつかさどり、運営委員会と会員総会を招集する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (4) 書記は、運営委員会、その他の活動に関する事項を記録し、各会議の通知、その他の業務を行う。
- (5) 会計は、総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、いつでも会員の閲覧に供する。また会計監査を受けて、会員に報告する。
- (6) 会計監査は、その年度の会計を監査し、総会でその結果を会員に報告する。
- (7) 各委員
- ①内規第五章に定める委員会を組織し、その役割を遂行する。
- ②各委員は運営委員会に出席することが可能である。

第12条 役員の任期

役員の任期は、内規に定める通りとする。

第13条 守秘義務

全ての役員は運営委員会等で知り得た情報について、守秘を遵守する。

第七章 機関

第14条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- 全会員で構成し、本会の最高決議機関である。
- ①定期総会
- 毎年度ははじめに開催し、次の事項を決議する。
- (イ) 前年度決算及び本年度予算案の承認
- (ロ) 新役員の承認

(ハ) 規約の改廃

(二) その他の重要事項

②臨時総会

運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の1/3以上の要求があった時、会長は臨時総会を招集し、緊急事項を処理する。

(2) 運営委員会

運営委員会は総会で承認された事項の実施運営を行う。又総会に次ぐ決議機関とする。

(3) 役員会

役員会は全役員をもって構成する。各役員会は内規に定める通りとする。

第15条 総会の成立は委任状を含め、会員の過半数の出席を必要とする。

決議は出席者の過半数の同意を要する。

第16条 本会の規約の改廃は、総会の出席者の2/3以上の賛成を得なければならない。

第八章 その他

(個人情報等の取り扱い等)

第17条 本会は任意の団体であり、個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱い規定」に定め適正に運用するものとする。

ないき 内規

だいいっしょう にゅうたいかいきてい 第一章 入退会規定

だいいっしょう にゅうかい 第1条 入会

ほんかい にゅうかい い し かくにんしよ ていしゅつ にゅうかい
本会へは、入会意思確認書の提出をもって入会とする。

- (1) とうろく かてい たんい おこな きょうだいしまい かてい ねんちよう にゅうかい い し かくにんしよ
登録は1家庭単位で行い、兄弟姉妹がいる家庭は年長のじどうめいで入会意思確認書
ていしゅつ
を提出する。
- (2) にゅうかい い し かくにんしよ まいとしい し かくにん
入会意思確認書は毎年意思確認をする。

だいいっしょう たいかい 第2条 退会

ほんかい たいかい きぼう もの たいかいとどけ そうむいいん いらい かいちよう ていしゅつ かいちよう たいかいとどけ
本会の退会を希望する者は、退会届を総務委員へ依頼し会長へ提出する。会長が退会届を
じゅり たいかい
受理して退会となる。

- (1) かいちよう かいいん たいかいとどけ ていしゅつ ばあい すみ しょり にゅうかい い し かくにんしよ
会長は会員より退会届が提出された場合は、速やかに処理し入会意思確認書を破棄す
る。
- (2) たいかい きぼう もの ねんどちゆう しんせい
退会を希望する者は年度途中でも申請することができる。
- (3) いちどたいかい もの さいにゅうかい まいじかのう
一度退会した者でも、再入会は随時可能とする。

だいにしやう にゅうかい い し かくにんしよおよ かいいんめいぼ と あつか きてい 第二章 入会意思確認書及び会員名簿取り扱い規定

だいいっしょう にゅうかい い し かくにんしよと あつか 第1条 入会意思確認書取り扱い

- (1) そうむ かいいんめいぼさくせい しやう
総務は会員名簿作成のために使用する。
- (2) にゅうかい い し かくにんしよと あつか こじん じやうほうと あつか きてい ちと
入会意思確認書取り扱いは、個人情報 取り扱い規定に基づく。

だいいっしょう かいいんめいぼ と あつか 第2条 会員名簿取り扱い

- (1) そうむ かつどうぜんぱん うんえい かいいんめいぼ しやう
総務はPTA活動全般の運営のために会員名簿を使用する。
- (2) いいんかつどう ひつよう ばあい かいちよう しょうにん え しやう
委員活動に必要な場合、会長の承認を得て使用する。
- (3) かいいんめいぼ と あつか こじん じやうほうと あつか きてい ちと
PTA会員名簿取り扱いは、個人情報 取り扱い規定に基づく。

だいさんしょう かいひかいけいきてい 第三章 PTA会費会計規定

だい じょう かいひきてい 第1条 会費規定

- (1) 本会は会員の会費徴収方法として、学校徴収金と併せて会費の引き落としができるよう多田東小学校と業務の委任契約を締結する。
- (2) 本会は入会時に会費引き落としを学校に委託する旨を会員に知らせ、同意を得ることとする。
- (3) 一児童月額100円、年額1,200円を6月末までに一括徴収する。
- (4) 年度途中での入会は、入会意思確認書提出翌月から年度末までを一括徴収する。
- (5) 年度途中での退会は、退会届受理翌月から年度末までの会費を銀行振り込みで返金する。
振りこみですうりよう ぎ 差しひき へんきん する。 但し、退会者の同意を得て、寄付として受け取ることもできる。
- (6) 本会の会費は、活動事務費、諸活動費、慶弔費等で使うものとする。

だい じょう けいちようきてい 第2条 慶弔規定

- (1) 児童が死亡した場合は、香典として10,000円及び供花を贈る。
- (2) 会員が死亡した場合は、香典として5,000円及び供花を贈る。
- (3) 児童が連続して1ヶ月以上疾病又は障害により欠席した場合は、見舞金として5,000円を贈る。
- (4) 児童が災害により被害を受けた場合の取り扱いは、運営委員会の協議により決定する。
- (5) その他PTAとしての慶弔費の支出が必要と認められた時は、会長の専決で支出し、事後に運営委員会へ報告する。
- (6) (1) から (3) にかかげる金額の改定は、その年度の運営委員会の承認をもって改定することができる。

第3条 旅費規程

- (1) 会員がPTA活動に関して出張する場合、公共の交通機関を利用し、会員宅の最寄りの駅を基点として要した実費を支給する。ただし多田東小学校区内の公共交通機関の利用はその限りではない。

第4条 活動協力費規定

- (1) 役員・委員がPTA活動において要した通信代金として支給する。

- ・総務会長 5,000円/年
- ・他総務 1,500円/年
- ・各委員 1,000円/年

- (2) 金額の改定は、その年度の運営委員会の承認をもって改定することができる。

第四章 PTA役員選出規定

第1条 目的

本規定は委員の選出方法について定める。

第2条 運営

- (1) PTA役員選出の運営は総務委員会が執り行う。
- (2) 会員は入会意思確認書の提出をもって総務委員会に一任するものとする。
- (3) 総務委員会は必要に応じて各委員に協力を求めることができる。
- (4) 総務委員会と選出運営の協力者はその際に知り得た個人情報、PTA規約第13条守秘義務に基づき、いかなる場合も口外してはならない。

第3条 委員の選出

- (1) 総務委員会は、次年度の委員選出の日程と委員人数を運営委員会にはかり決定する。
- (2) 立候補は、年長児童の学年で立候補する。

(3) 立候補者で協議し、委員を選出する。

(4) 選出日に協議参加できない立候補者は、総務委員会に選出先を一任する。総務委員会は協議参加できない立候補者へ選出先を伝え、了承を得る。

(5) 全委員は定期総会の承認を経て正式に決定する。

第4条 P連担当副会長・青少年補導委員（小学校選出）の選出

(1) 川西市PTA連合会（以下P連とする）総務役員

①P連の総務役員に本校が当たる年においては、総務委員選出選挙に含めてその選出を行うことができる。

②本会副会長として職に当たる。

③その詳細については該当年度の運営委員会にて決定する。

(2) 青少年補導委員（小学校選出）

各委員同様に選出する。

第5条 役員任期

(1) 役員任期は1カ年とし、定期総会から翌年の定期総会までとする。

(2) 同じ役員の職については1回に限り再任を妨げない。役員は引き続いて他の役員に再任されることができる。ただし、役員職にあたる事が通算して4年を超えてはならない。なお学校においてはこの限りではない。

(3) 学校代表補導委員の任期は1年とする。

第6条 役員選出規定の改廃

(1) 本規定は、運営委員会の2/3以上の承認をもって改廃することができる。但し、決定事項を広く会員に知らせ、会員の過半数以上の反対があった場合は、再度審議を行い決定するものとする。

(2) 各委員選出において選出対象者数が必要役員数に満たない場合、総務委員会にて協議し、各委員の見直しや、変更をすることができる。

第五章 運営委員会・役員会規定

第1条 運営委員会

運営委員会は校長、教頭、総務委員、各委員によって構成する。ただし、各委員の出席は必須ではない。

第2条 役員会

役員会では次の委員会を設けることができる。

(1) 総務委員会 総務委員で構成し、会の日常的運営の進行をはかる。

(2) 各委員会

①各委員で構成し委員会を組織し、専門委員会活動を推進する。

(イ) 教養委員会は、児童と会員の教育環境の向上に関わる諸活動。(廃止)

(ロ) 広報委員会は、会員相互の交流に関わる諸活動。

(ハ) 厚生給食委員会は、児童と会員の福利・厚生の実を充実をはかる諸活動。

(ニ) 保体委員会は、児童と会員の健康を増進する諸活動。(地域委員へ統合)

(ホ) こころはぐくみ委員会は、人権啓発につとめる諸活動。(総務委員へ統合)

(ヘ) 愛護委員会は、児童と会員の地域社会における健全育成につとめる諸活動。

(ト) 選挙管理委員会は、役員選出における全会員への周知と選挙に関する諸活動。(廃止)

(チ) ベルマーク委員会は、児童の教育環境の充実をはかるベルマーク諸活動。

(リ) 地域委員会は、児童と会員の地域交流に関わる諸活動。

(3) 各専門委員会共通活動内容

① 総務委員、および各委員への活動内容・決定事項の報告

- ② 行事への参加、協力
- ③ 各委員会より動員要請があった場合の参加・協力
- ④ 運営委員会だよりの原稿協力
- ⑤ 次年度の総務委員及び各委員選出に関する事務（係決めを含む）の協力

第六章 係活動規定

第1条 本校のPTA活動を全会員で推進するため係活動をおこなう。

第2条 各委員会が活動の中で会員の協力が必要な場合、係として公募する。公募は各委員選出選挙実施要綱で公示する。

(1) 係活動

- ① 兄弟姉妹がいる家庭は、年長児童の学年で係活動を行う。
- ② 係活動への参加は任意であり、係活動を選択することが出来る。
- ③ 係活動の内容については変動あり。

第3条 活動内容と時期については運営委員会で審議し決定する。

第七章 個人情報取り扱い規定

第1条 目的

本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利・利益を保護するとともに、本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 責務

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者・取扱者

本会における個人情報の管理者は本会会長とし、取扱者は本会役員とする。

第4条 収取方法

本会は、個人情報^{ほんかい}を収取^{こじんじょうほう}するときは、あらかじめその個人情報^{こじんじょうほう}の利用目的^{りようもくてき}を決め明示^{きめめいじ}する。

第5条 利用

本会では個人情報^{ほんかい}を次の目的^{こじんじょうほう}のために利用^{りよう}する。

- (1) 会費集金^{かいひしゅうきん}、管理^{かんり}、その他の文書^{ほかぶんしょ}の請求^{せいきゅう}等
- (2) 会員名簿^{かいいんめいぼ}、委員会名簿^{いいんかいめいぼ}の作成^{さくせい}等

第6条 管理

個人情報^{こじんじょうほう}は管理者^{かんりしや}または取扱者^{とりあつかいしや}が保管^{ほかん}し、不要^{ふよう}となった個人情報^{こじんじょうほう}は適正^{てきせい}かつ速やか^{すみ}に廃棄^{はいき}する。

第7条 第三者提供への制限

個人情報^{こじんじょうほう}は次にあげる場合^{つぎ}を除き^{ばあい}、あらかじめ本人^{ほんにん}の同意^{どうい}を得ないで第三者^えに提供^{だいさんしや}してはならない。

- (1) 法令^{ほうれい}に基づく場合^{もと}
- (2) 人の生命^{ひと}、身体^{せいたい}又は財産^{しんたいまた}の保護^{ざいさん}のために必要^{ほご}な場合^{ひつよう}
- (3) 公衆衛生^{こうしゅうえいせい}の向上^{こうじょう}又は児童^{こども}の健全育成^{けんぜんいくせい}の推進^{すいしん}に必要な場合^{ひつよう}
- (4) 国の機関^{くに}もしくは地方公共団体^{ちほうこうきょうだんたい}又はその委託^{いたく}を受けた者^うが法令^{もの}の定める事務^{ほうれい}を遂行^{さだ}すること^{しむ}に対して協力^{きょうりょく}する必要がある場合^{ひつよう}

第8条 情報開示等

本会は、本人^{ほんにん}から、個人情報^{こじんじょうほう}の開示^{かいじ}、利用停止^{りようていし}、追加^{ついか}、削除^{さくじよ}を求められたときは、法令^{ほうれい}に沿ってこれに^お応じる。

第9条 守秘義務

本会^{ほんかい}における個人情報^{こじんじょうほう}の管理者^{かんりしや}・取扱者^{とりあつかいしや}は、本会^{ほんかい}で知り得た個人情報^{こじんじょうほう}に関する一切^{いっさい}の事^{こと}について、守秘^{しゅひ}を遵守^{じゆんしゆ}すること。

付 則

第1条 この会の規約は、改正が承認された日より直ちに効力を生ずる。

改正承認

昭和59年10月3日	昭和63年5月14日	平成4年5月23日	平成12年5月15日
平成15年5月12日	平成20年5月14日	平成25年2月8日	平成28年5月19日
平成29年5月18日	平成30年5月15日	令和元年5月22日	令和2年5月25日
令和5年5月25日			

第2条 この会の規定は、改定が承認された日より直ちに効力を生ずる。

改正承認

昭和59年11月5日	平成2年3月8日	平成3年5月11日	平成4年5月23日
平成12年5月15日	平成15年5月12日	平成18年5月10日	平成23年5月18日
平成25年2月8日	平成29年5月18日	平成30年5月15日	令和元年5月22日
令和2年5月25日	令和5年5月25日		

(6年間保存のこと)